

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年2月5日
【会社名】	株式会社神戸物産
【英訳名】	KOBE BUSSAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沼田 博和
【本店の所在の場所】	兵庫県加古郡稲美町中一色883番地
【電話番号】	(079)496-6610
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 田中 康弘
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加古郡稲美町中一色876-1
【電話番号】	(079)496-6610
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 田中 康弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年1月30日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ. 当該株主総会が開催された年月日
平成30年1月30日

ロ. 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当(第32期期末配当)に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円(普通配当45円、特別配当5円)

総額1,319,913,150円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年1月31日

第2号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものです。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、田中 康弘、中島 力、家木 健至、渡邊 秋仁、野村 祥子を選任するものです。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、田治米 剛一郎、柴田 眞里、田畑 房男を選任するものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役として、正田 晃一を選任するものです。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬総額(年額300百万円以内)は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを年額30百万円以内とするものです。

第7号議案 役員向け株式交付信託導入の件

取締役(社外取締役を除く)を対象に、新たに株式報酬制度を導入することとし、本定時株主総会開催日の翌日から2023年1月の定時株主総会終結の日までの5年間を対象期間として、当社が設定する信託に対し、合計400百万円を上限とする金銭を拠出し、当該信託を通じて取締役に当社株式の交付を行うものです。なお、当該株式報酬制度は、本信託期間満了時に当社取締役会の決定により、都度信託期間を延長できるものとします。

八．当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	197,101	738	126	(注)1	可決 95.21
第2号議案 定款一部変更の件	197,049	790	126	(注)2	可決 95.18
第3号議案 取締役5名選任の件					
田中 康弘	196,791	1,048	126	(注)3	可決 95.06
中島 力	196,849	990	126		可決 95.08
家木 健至	194,397	3,441	126		可決 93.90
渡邊 秋仁	196,837	1,002	126		可決 95.08
野村 祥子	196,987	852	126		可決 95.15
第4号議案 監査役3名選任の件					
田治米 剛一郎	193,446	4,393	126	(注)3	可決 93.44
柴田 眞里	192,960	4,879	126		可決 93.21
田畑 房男	187,326	10,513	126		可決 90.48
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
正田 晃一	195,487	2,352	126	(注)1	可決 94.43
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	196,693	1,146	126	(注)1	可決 95.01
第7号議案 役員向け株式交付信託 導入の件	196,582	1,257	126	(注)1	可決 94.96

- (注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

二．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以 上